

T P P 協定及び関連法に関する意見書（案）

T P P 協定の原則は関税撤廃であり、農林水産物重要品目の 5 項目を守るとした国会決議に真っ向から反する。同決議は、重要 5 項目を「除外又は再協議」とし、「10 年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃を含め認めないこと」を求めていた。しかし、T P P 協定には「除外」及び「再協議」の文言はなく、重要 5 項目のうち約 3 割において関税が撤廃され、残りの約 7 割においても関税率の引き下げが行われるなど、無傷の品目は一つもない。

また、乳製品や林産物、水産物等の中に、10 年を超える段階的な関税撤廃品目があることを政府は認めている。

さらに、非関税障壁の撤廃及び削減により、食の安全や医療、保険・共済、雇用等、あらゆる分野が脅かされ、同協定における投資家と国との間の紛争解決（I S D S）のための手続により、多国籍企業や投資家が T P P 協定参加国の制度に干渉できるという重大な事実も明らかとなっている。

加えて、日本の薬価算定において、T P P 協定参加国等の製薬企業などが介入する仕組みが盛り込まれているとともに、T P P 協定の大筋合意に先立ち日米両政府が確認した交換文書では、日本において使用が認められていないアルミニウム添加物の使用拡大を日本が約束するなど、食糧主権や経済主権が脅かされることから、認めることにはいかない。

T P P 協定は、参加国の国内総生産（G D P）の約 6 割を占める米国が承認しない限り、発効しない仕組みになっている。米国のトランプ次期大統領は、就任当日に T P P 協定からの離脱を明言しており、もはや発効の見込みはない。日本以外の参加国では、T P P 協定への対応を見直すなどの動きが広がっており、日本が T P P を推進する理由は全くない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、T P P 協定からの脱退及び関連法の廃止を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣

}宛て